

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 6 月 29 日

月 曜 日

号 外

目 次

規 則

- 過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 1
- 富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 2
- 富山県行政組織規則の一部を改正する規則 3

告 示

- 高度公益機能森林の区域の変更 4
- 保安林の指定の解除予定 5

監査委員告示

- 包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者

訓 令

- 富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令 6

公 告

- 平成27年度職業訓練指導員試験の実施 7
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施
- 落札者等の公示 11

規 則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 6 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第48号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和39年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「の当該」の次に「施設又は」を加え、同項第1号中「設備に係る」を「施設又は設備に係る」に改め、「／当該」の次に「施設又は」を、「第4条第1項第1号の当該」の次に「施設又は」を加え、同項第2号中「設備」を「施設又は設備」に改める。

第1号様式の2及び第2号様式の3中「半島振興対策実施地域」を「認定産業振興促進計画に記載された計画区域」に改める。

第3号様式備考2(1)ア中「、半島振興対策実施地域又は都市開発区域」を「又は認定産業振興促進計画に記載された計画区域」に改め、同様式備考2(4)中「半島振興対策実施地域」を「認定産業振興促進計画に記載された計画区域」に改める。

第4号様式備考2(1)ア及び同様式備考2(4)中「半島振興対策実施地域」を「認定産業振興促進計画に記載された計画区域」に改める。

第5号様式(2)中「半島振興対策実施地域」を「認定産業振興促進計画に記載された計画区域」に、「設備に係る課税標準(円)」を「施設又は設備に係る課税標準(円)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年6月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第49号

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

富山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改める。

別表第3の1の項から4の項までの規定中「0.75パーセント」を「0.65パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の富山県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸付けの決定をした貸付金に係る貸付利率については、なお従前の例による。

（経営支援課）

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年6月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第50号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。
第79条の表富山県子育て支援・少子化対策県民会議の項を削り、同表富山県いじめ再調査委員会の項の次に次のように加える。

富山県公立大学法人 評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項第1号の規定による評価に関する事務及び同項第2号の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務	知事政策 局
--------------------	---	-----------

第79条の表富山県石油コンビナート等防災本部の項の次に次のように加える。

富山県子育て支援・ 少子化対策県民会議	子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に対して意見を述べる事務	地方創生 推進室
------------------------	---	-------------

第79条の表富山県公立大学法人評価委員会の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則(平成21年富山県規則第35号)の一部を次のように改正する。
第4条中「知事政策局」を「観光・地域振興局」に改める。

(人 事 課)

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

富山県告示第302号

高度公益機能森林の区域の変更について

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の5第1項の規定に基づく高度公益機能森林の区域の変更について、同法第7条の5第4項において準用する同法第7条の3第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年6月29日

富山県知事 石 井 隆 一

「次のとおり」は省略し、関係書類を富山県農林水産部森林政策課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

富山県告示第303号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成27年6月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市入谷字裏向口99、101の1から101の3まで、102の1から102の3まで、104

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

富山県監査委員告示第1号

包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年6月29日

富山県監査委員 宮 本 光 明

富山県監査委員 武 田 慎 一

富山県監査委員 酒 井 三 郎

富山県監査委員 桶 屋 泰 三

1 包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
大坪 秀憲	東京都杉並区成田東5丁目29番6ー204号 グローリオ南阿佐ヶ谷
真岸 克郎	射水市二口1971番地
槻 亜希子	富山市水橋町 773番地

朝田 典安	魚津市住吉 159番地 3
梶谷 昭	射水市戸破1590番地 3
八重崎崇典	富山市桜町 1 丁目 5 番15-1007号 プレミア富山駅前

- 2 上記の包括外部監査を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成27年7月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~  
**訓 令**  
~~~~~

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年6月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第13号

経 営 管 理 部
出 納 局
総合県税事務所

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

富山県税事務取扱規程（昭和27年富山県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第3号様式の3の3中「半島振興対策実施地域」を「認定産業振興促進計画に記載された計画区域」に、「**設備に係る課税標準(円)**」を「**施設又は設備に係る課税標準(円)**」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の富山県税事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~**平成27年度職業訓練指導員試験の実施**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により平成27年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条第2項の規定により公示する。

平成27年6月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験職種及び試験範囲

| 試験職種 | 試験範囲 |
|------|------------|
| 全職種 | 学科試験（指導方法） |

2 試験の日時及び場所

| 区分 | 日時 | 場所 |
|------|---------------------------------|---------------------------------|
| 学科試験 | 平成27年8月31日（月）
午前10時から午前11時まで | 富山市向新庄町一丁目14番40号
富山市職業訓練センター |

3 受験手続

受験申請書類を平成27年6月29日（月）から同年7月28日（火）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に富山県商工労働部職業能力開発課（〒930-8501富山市新総曲輪1番7号）に提出すること。

4 その他

受験資格その他詳細については、富山県商工労働部職業能力開発課（電話076-444-3259）に問い合わせること。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成27年 6 月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量
交通監視用テレビ中央装置 一式
- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成28年 3 月 1 日から平成33年 2 月28日まで（60か月）
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 借入条件
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第 142号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第 142号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 本装置の稼働後に、24時間の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を

入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号
富山県警察本部警務部会計課調度係
電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

平成27年6月29日から同年8月3日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成27年7月13日 午前10時
イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号
富山県警察本部9階会議室

- (4) 入札書の提出期限

平成27年8月10日 午後5時15分

- (5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 平成27年8月25日 午前10時

- (2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号
富山県警察本部9階会議室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の下で行う。開札に立

ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 か月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
Display of central equipment for traffic flow monitoring, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on August 10, 2015
- (3) Contact point for notification:
Accounting Section, Police Administration Department
Toyama Prefectural Police Headquarters
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8570 Japan
Telephone: 076-441-2211

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成27年6月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県警察ネットワーク端末等 一式

- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県警察本部警務部会計課 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

- 3 落札者を決定した日

平成27年 6 月 3 日

- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

- 5 落札金額

133, 123, 800円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日

平成27年 4 月 8 日